

# ❖ 資料と相談・問合せ先 ❖

助成制度等 (p108) / 税金 (p126) / 相談・問合せ先 (p130)

## 助成制度等

※地方公共団体の助成制度等は、p9～14にも記載しています。

### ■ 北九州市助成制度一覧 (1/5)

※令和5年6月時点

No	名称	制度概要・助成内容等			問合せ先
1	介護保険住宅改修	概要	在宅の要介護・要支援者が、自身の住む住宅を改修した際に保険給付を行います。		
		対象	介護保険の要介護・要支援認定を受け、認定期間内である方		
		保険給付	9割～7割		
		支給限度基準額	20万円（利用者負担割合が1割の場合、保険給付額18万円、本人負担2万円） ※事前申請が必要		
		対象工事等	①手すりの取付け／②段差の解消／③滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更／④引き戸等への扉の取替え／⑤洋式便器等への便器の取替え／⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修		
2	すこやか住宅改造助成	概要	介護保険で要介護・要支援と認定された高齢者や重度の障害のある人等の居住する住宅を、身体状況に配慮した仕様に改造する場合に、その費用の全部又は一部を助成するものです。ただし、原則として1住宅に1回限りです。（※要事前申請）		
		対象	要介護・要支援と認定された人や重度の障害のある人のいる世帯のうち、生計中心者の前年の所得税額が7万円以下の世帯		
		助成率	(1) 生活保護及び市民税が非課税の世帯 ⇒ 100% (2) (1)を除いて前年の所得税額が7万円以下の世帯 ⇒ 75%		
		助成額	助成限度額（30万円）と助成対象となる工事額を比較し、低い額に上記の助成率を乗じて得た額		
		対象工事等	○介護保険等の給付対象となる工事のうち、すこやか仕様に該当するもの（介護保険等の支給限度額を超える場合） ○市が必要と認める上記以外の工事		
3	日常生活用具給付等事業（住宅改修助成）	概要	主に重度の障害のある人が移動等をしやすくするため住宅内の小規模な改修を行うときに、助成限度額20万円でその費用の全部、又は一部を助成します。ただし、原則として同一の対象者につきに1回限りです。		
		対象	①下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児以前非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）いずれかの3級以上を有する身体障害のある人及び身体障害のある子ども ②重度障害のある人及び重度障害のある子ども（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級） ③障害者総合支援法の対象となる難病患者等		
		利用者負担	原則自己負担1割（※所得要件あり）		
		対象工事等	①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ※上記①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修		
		その他	事前申請が必要です。		
4	給水装置等工事資金融資制度	概要	赤水、出水不良、未給水地区等の解消を図ることを目的に、給水装置の新設、改良工事に必要な資金を融資します。		
		対象	次の要件を全て満たす人 (1) 給水装置、給水設備、井戸戸水配管の所有者 (2) 毎月の収入額が、融資を受けた場合の毎月の償還額の10倍以上ある人 ※事前申請が必要		
		次ページに続きます			
<p>■門司区、小倉北区、 小倉南区 東部工事事務所 給水係 093-932-5793</p> <p>■若松区、戸畠区、 八幡東区、八幡西区、 芦屋町、水巻町 西部工事事務所 給水係 093-644-7820</p>					

## ■北九州市助成制度一覧 (2/5)

No	名称	制度概要・助成内容等			問合せ先	
4	(続き) 給水装置等工事資金融資制度	融資概要	(1) 融資額 ○申込者1人につき5万円以上50万円以下 ○マンション等の共有施設の場合は、共有者個人が融資を受けることのできる額（5万円以上50万円以下）の合計額。ただし、工事1件につき、2,500万円を限度とします。 (2) 融資利率：年1.50%（令和5年度） (3) 償還方法：毎月元利均等償還 (4) 償還期間：融資額が15万円以下のとき2年以内、15万円を超えるとき5年以内、共有施設総代人融資で50万円を超えるとき10年以内。 (5) 保証人：1人必要 (6) 指定金融機関：西日本シティ銀行			■門司区、小倉北区、 小倉南区 東部工事事務所 給水係 093-932-5793  ■若松区、戸畠区、 八幡東区、八幡西区、 芦屋町、水巻町 西部工事事務所 給水係 093-644-7820
		対象工事等	融資の対象となる工事は、次に掲げるもので、これに要する費用が5万円以上のもの。 (1) 老朽化した給水装置を改良する工事 (2) 給水装置を共同で使用している者が、各戸に専用の給水装置を新設する工事 (3) 受水槽以下の設備を新設または改良する工事 (4) 私道又は配水管が布設されていない公道に給水装置を新設する工事（宅地内に係るものを除く） (5) 給水装置が設置されていない住宅に給水装置を設置する工事			
5	水洗化改造工事に関する助成制度	対象	水洗化改造（くみ取り便所を水洗便所に改造する）工事を行う人で、次の要件を満たす人。一定の基準に該当する事業所等は除く。 (1) 家屋の所有者またはその同意を得た使用者であること (2) 下水道の供用開始の告示の日から3年以内に水洗化改造工事を行う人			北九州市 上下水道局 総務経営部 営業課 093-582-3623
		助成金	貸付金を借りる場合 ..... 1世帯1設備に限り4千円 貸付金を借りない場合 ... 1世帯1設備に限り2万円			
6	水洗化改造工事等に関する貸付	対象	水洗化改造（くみ取り便所を水洗便所に改造する）工事等を行う人で、次の要件を満たす人。一定の基準に該当する事業所等は除く。 (1) 家屋の所有者またはその同意を得た使用者であること (2) 貸付金の償還能力のある人 (3) 貸付金の返還につき確実な連帯保証人を1名たてられる人（連帯保証人は、市内居住者に限る。かつ、市県民税の非課税者は除く。特に必要がある場合は2名）			北九州市 上下水道局 総務経営部 営業課 093-582-3623
		対象工事と助成基準額	●水洗化改造工事：1設備につき40万円以内、無利子隔月均等償還24回払い ●し尿浄化槽切替工事：1基につき40万円以内（浄化槽1基に接続する設備数によって加算有り）、無利子隔月均等償還24回払い ●宅地内排水設備工事：10万円以内、無利子隔月均等償還24回払い			
7	小型浄化槽設置整備事業	概要	北九州市では、小型浄化槽を設置する方に補助金を交付し、浄化槽の普及促進を図っています。			北九州市 環境局 循環社会推進部 業務課 093-582-2180
		対象要件	補助対象となる区域 市域のうち、公共下水道の事業計画区域以外（旧認可区域外）であること。			
			補助対象となる浄化槽 ○処理対象人員50人槽以下の小型浄化槽。 ○BOD（生物学的酸素要求量）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/L以下の機能を有する合併処理浄化槽。			
			宅内配管工事 ○単独処理浄化槽の仕様を廃止して小型浄化槽を設置する工事に付帯して行うものに限る。			
		補助額	人槽区分	5人槽	6人槽・7人槽	8人槽～50人槽
			補助金額	332,000円	414,000円	548,000円
			宅内配管工事の費用の実費に相当する額（上限300,000円）			
		注意事項	○浄化槽設置後の補助金交付申請は、認められませんので、必ず工事着工前に申請してください。 ○補助制度の予算には限りがありますので、補助の条件を満たしていても補助金を交付できない場合があります。 ○交付の翌年度繰り越しは認められませんので、補助金交付申請及び浄化槽設置工事のスケジュールは、十分に余裕を持って実施してください。			

## ■北九州市助成制度一覧 (3/5)

No	名称	制度概要・助成内容等		問合せ先
8	住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業	<p><b>概要</b></p> <p>現行の基準を満たさない木造住宅（平成30年度より耐震シェルター等設置補助も実施）及び分譲・賃貸マンションの耐震改修事業に対し、費用の一部を補助します。また、道路に面する危険なブロック塀等の除却費用の一部を補助します。</p>	<p><b>対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理組合又は所有者、若しくは所有者の同意を得て施行者になり得る者。</li> <li>・耐震シェルター等設置補助については、高齢者、障害のある人がいる世帯。</li> <li>○昭和56年5月31日以前に建築または工事着手された木造住宅および分譲・賃貸マンションで、それぞれ以下の条件を満たすもの。           <ul style="list-style-type: none"> <li>[木造住宅] 2階建て以下</li> <li>[分譲・賃貸マンション] 延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上かつ、地階を除く階数が3以上の耐火建築物、準耐火建築物</li> <li>[ブロック塀等除却] 道路に面する危険なブロック塀等で、道路面から1m（擁壁高さを含む）以上の高さを有する塀の除却</li> </ul> </li> </ul>	<p>北九州市 建築都市局 指導部 建築指導課 093-582-2531</p>
		<p><b>補助基準額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[木造住宅]           <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震改修工事費及び工事監理費：1戸につき100万円を上限とし、耐震改修工事費及び工事監理費を合わせた額の4／5の額（1,000円未満の端数切り捨て。）</li> </ul> </li> <li>[分譲マンション]           <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断：1棟につき200万円に1戸あたり3万円を加えた額を上限とし、診断に要する経費の2／3、もしくは延べ面積×面積単価×2／3のいずれか低い額。（1,000円未満の端数切り捨て。）</li> <li>○耐震設計費及び工事監理費：住宅1戸につき50万円を上限とし、耐震設計費及び工事監理費に要する経費の2／3の額。（1,000円未満の端数切り捨て。）</li> <li>○耐震改修工事費：住宅1戸につき50万円（耐震設計費及び工事監理費の補助金交付を受けている場合はその額を控除した額）を上限とし、耐震改修工事費×1／3、もしくは、改修工事をする部分の延べ面積×50,200円（ls値0.3未満相当；55,200円）×1／3のいずれか低い額。（1,000円未満の端数切り捨て。）</li> </ul> </li> <li>[賃貸マンション]           <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断：1棟につき150万円を上限とし、診断に要する経費の3分の2、もしくは延べ面積×面積単価×2／3のいずれか低い額。（1,000円未満の端数切り捨て。）</li> <li>○耐震設計費及び工事監理費：住宅1戸につき30万円を上限とし、耐震設計及び工事監理費に要する経費の2／3の額。（1,000円未満の端数切り捨て。）</li> <li>○耐震改修工事費：住宅1戸につき30万円（耐震設計及び工事監理費の補助金交付を受けている場合はその額を控除した額）を上限とし、耐震改修工事費×1／3、もしくは、改修工事をする部分の延べ面積×50,200円（ls値0.3未満相当；55,200円）×1／3のいずれか低い額。（1,000円未満の端数切り捨て。）</li> </ul> </li> <li>[ブロック塀等除却]           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ブロック塀等除却工事費：1敷地につき15万円を上限とし、基準額（1万円/m<sup>2</sup>）と除却に要する見積額を比較して、いずれか低い額の1／2の額。（1,000円未満の端数は切り捨て。）</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>対象工事等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[木造住宅]           <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。</li> <li>耐震シェルター等設置の場合は、既存住宅が耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの。</li> </ul> </li> <li>[分譲・賃貸マンション]           <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の結果、耐震判定指標が0.6未満のものを0.6以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者等との請負契約等により補助対象事業を行う事業者は原則として市内事業者です。（ただし、特別な理由がある場合は市外事業者も認めます。）</li> <li><b>木造の耐震診断について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断+小屋裏・床下侵入調査               <ul style="list-style-type: none"> <li>(+耐震補強計画+工事概算見積もり [希望する方])</li> <li>◇福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度                   <ul style="list-style-type: none"> <li>TEL 092-582-8061 自己負担6,000円（耐震診断のみ3,000円）</li> <li>◇北九州市耐震推進協議会 ※営利を目的とした案件を除く                   <ul style="list-style-type: none"> <li>TEL 093-882-0033 自己負担3,000円（耐震改修工事の依頼も可）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>
		<p>次ページに続きます</p>		

## ■北九州市助成制度一覧(4/5)

No	名称	制度概要・助成内容等		問合せ先
8	(続き) 住宅・建築物 耐震改修工事 費等補助事業	その他	代理受領制度のお知らせ 北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業及び北九州市ブロック塙等除却工事費補助事業の当初の費用負担が軽減される代理受領制度の詳しい内容については、市ホームページ又は窓口までお問い合わせください。	北九州市 建築都市局 指導部 建築指導課 093-582-2531
9	北九州市 空き家リノ ベーション 促進事業	概要	空き家の取得者等を対象に、住宅の脱炭素化等に資するリノベーション費用の一部を補助するもの。 (上限 40 万円、補助率 1 / 3)	北九州市 建築都市局 都市再生推進部 空き家活用推進課 093-582-2777
10	住むなら 北九州 定住・移 住推進事 業 (定住・ 移住促進 支 援 メ ニュー)	概要	市外からの転入世帯や市内に居住する若年世帯で、新たに住宅を取得する方を応援するため、一定の要件を満たす市内の良質な住宅を取得する方に対し、住宅の購入・建設にかかる費用の一部を補助します。	北九州市 建築都市局 住宅部 住宅計画課 093-582-2592
10		対象者	<p>●市外から移住 ①～③のいずれかの世帯で、ア又はイに該当する方            ① 2人以上世帯（世帯人員 2人以上の世帯）            ② 50歳未満で同居近居（申請者が 50歳未満で親と同居又は近居のために本市に転入する世帯人員 1人の世帯）            ③ 50歳以上で自己実現（申請者が 50歳以上で自己実現のために本市に転入する世帯人員 1人の世帯）            ア 1年以上継続して市外に居住している方            イ 市内に転入後 2年以内の方で転入前 1年以上継続して市外に居住していた方</p> <p>●市内に定住 ④の世帯で、ウに該当する方            ④ 39歳以下で市外勤務（申請者が 39歳以下の世帯人員 2人以上の世帯）            ウ 世帯主又はその配偶者が、市内に居住しつつ市外へ勤務している方</p>	
		補助額	対象となる世帯員 1人あたり 15 万円 (上限 50 万円 ※条件により上限 60 万円)	
		対象住宅	<p>街なかの区域内に所在する下記の住宅            [戸建て住宅] 敷地面積 130 m<sup>2</sup>以上(第一種、第二種低層住居専用地域は 180 m<sup>2</sup>以上)            [マンション] 住戸専用面積が 50 m<sup>2</sup>以上</p> <p>●新築住宅 ※次のいずれかに該当する住宅            ○住宅性能表示制度による建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅            ○【フラット 35】S の適合証明書の交付を受けた住宅            ○長期優良住宅の認定を受けた住宅            ○その他 ZEH 住宅等、断熱等性能等級 4 以上の証明書類の交付を受けている住宅</p> <p>●中古住宅 ※次の全てに該当する住宅            ○インスペクション（住宅診断）を実施している住宅            （新築住宅の要件のいずれかに該当する場合は不要）            ○新耐震基準を満たしている住宅</p>	
		対象工事等		
11	民間建築 物吹付け アスベス ト除去工 事等補助 事業	概要	建築物の所有者に対し、吹付けアスベスト等の分析調査や除去工事等を行う場合に、その費用の一部を補助します。	北九州市 建築都市局 指導部 建築指導課 093-582-2531
		対象	建築物の所有者、若しくは所有者の同意を得て補助事業者となり得る者。	
		補助基準 額	<p>●分析調査：調査費用の額（上限 25 万円）</p> <p>●除去工事等：工事費用の 2 / 3（上限 120 万円で、分析調査で補助金を受けた場合は、その額を控除します。）</p>	
		対象工事等	<p>●分析調査            (1) 分析機関は、社団法人日本作業環境測定協会が公表した「石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定が可能な石綿含有率分析可能機関」であること。            (2) 全ての種類（6 種類）のアスベストについて重量比 0.1% を越えるかどうか分析調査を行うこと。            (3) 分析調査は、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施すること。</p>	
		対象工事等	<p>●除去工事等            (1) 施工者は、次の両方を満たす者であること。            ア 石綿障害予防規則に基づく石綿作業主任者及び特別の教育を受けた者。            イ 建設業労働災害防止協会が発行する「建築物解体等における石綿粉じんへの暴露防止マニュアル」に従って施工することができる者。            (2) 除去工事等は、実施計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施すること。</p>	
		その他	分析調査及び除去工事の補助対象事業を行う事業者は原則として市内事業者です。（ただし、特別な理由がある場合は市外事業者も認めます。）	

## ■北九州市助成制度一覧 (5/5)

No	名称	制度概要・助成内容等			問合せ先
12	かけ地近接等危険住宅移転補助事業	概要	土砂災害の恐れのある区域にある、現に居住している住宅（危険住宅）の除却、代替住宅の建築等をする場合に、経費の一部を補助します。	対象者	北九州市内の土砂災害特別警戒区域等 <sup>*1</sup> に存する既存不適格住宅等の所有者若しくは相続人、又はその同意を得て補助対象事業者となり得る者。  ※ 1：対象は次の①～⑤の区域の既存不適格住宅 及び①～⑤で、移転勧告・是正勧告・避難勧告・避難指示を受けた住宅（避難勧告・避難指示については、勧告又は指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る） ①土砂災害特別警戒区域 ②福岡県建築基準法施行条例第5条により建築が制限されている範囲 ③急傾斜地崩壊危険区域 ④土砂災害特別警戒区域指定見込み区域 ⑤過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域
		補助対象	●危険住宅除却等事業 危険住宅の除却等に要する経費（1戸あたり <sup>*2</sup> の上限97万5千円） ●代替住宅建設等事業 所有者等が代替住宅の建設・購入・改修するために要する資金を金融機関等から借り入れた場合における借入金の利子相当額として当該金融機関へ返済する費用（1戸あたり <sup>*2</sup> の上限421万円 <sup>*3</sup> ） ※ 2：共同住宅、長屋住宅の場合は1棟あたり ※ 3：421万円のうち、建物助成325万円上限、土地の取得96万円上限		北九州市 建築都市局 指導部 建築指導課 093-582-2531
		その他	○代替住宅の建設については、原則として省エネ法に規定された基準に適合する必要があります。 ○所有者等との請負契約等により補助対象事業を行う事業者は原則として市内事業者です。（ただし、特別な理由がある場合は市外事業者も認めます。）		
13	老朽空き家等除却促進事業	概要	倒壊や部材の落下のおそれがあるなど老朽化した空き家等の除却を促進するため、家屋の除却に要する費用の一部を補助する。	対象者 (申請者)	①老朽空き家等の所有者、又はその相続人 ②上記①の同意を得た者
		補助額	次の①②を比較していずれか低い額の1／3以内 (※上限額は1棟あたり30万円、居住を誘導する区域外は50万円) ①除却に要した額（解体工事業者との契約金額（税抜）） ②北九州市が定める基準額（面積基準単価×延べ床面積）	補助要件	昭和56年5月以前に建築された老朽空き家等で、倒壊や部材の落下のおそれがあるなど本市で定める要件を満たすもの。  【概要】 補助対象となる家屋については、以下の項目に基づき判定。 ①建築物が倒壊等するおそれがある ②屋根等が落下、飛散等するおそれがある ③外壁等が落下、飛散等するおそれがある ④屋外附帯設備等（看板、給湯設備、屋上水槽、屋外階段、バルコニー等）が脱落、転倒等するおそれがある ⑤接道状況が悪い敷地上にある
		その他	○申請前に必ず事前相談が必要です。 ○補助金を解体工事業者に直接支払う「代理受領制度」も利用できます。 詳しい内容については、市ホームページ又は窓口までお問い合わせください。		北九州市 建築都市局 都市再生推進部 空き家活用推進課 093-582-2777

## ■福岡市助成制度一覧 (1/6)

※令和5年6月時点

No	名称	制度概要・助成内容等			問合せ先
1	介護保険住宅改修	概要	介護保険の要介護（要支援）認定を受けた方が、お住まいの住宅を改修した場合に、申請により改修費用の一部が介護保険から支給される制度です。（※新築の場合は、適用になりません。）		
		対象	介護保険の要介護（要支援）認定を受けた方		
		助成率	負担割合証の割合	支給内容	支給上限額
			3割	7割を支給（3割を自己負担）	14万円
			2割	8割を支給（2割を自己負担）	16万円
		対象工事等	1割	9割を支給（1割を自己負担）	18万円
			●手すりの取付け ●滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ●引き戸等への扉の取替え ●その他上記の住宅改修に付帯して必要となる工事	●段差の解消 ●洋式便器等への便器の取替え	
		その他	改修内容等について事前申請が必要です。		
2	高齢者住宅改造	概要	介護を必要とする高齢者がいる世帯に対し、住宅を高齢者の居住に適するように改修する費用の全部または一部を助成する制度です。（※所得により制限があります。また全面的に改築・新築する場合は、適用なりません。）		
		対象	次のいずれの要件も満たす方がいる世帯 ●福岡市内に居住する65歳以上の高齢者 ●介護保険の要介護認定において、要支援1～2又は要介護1～5までの認定を受けた方 ●介護保険の保険料段階が1～8段階の方		
		助成率	利用者の介護保険の保険料段階 ※第1段階[A]と[B]については、当制度独自の区分となります。		助成率
			第1段階[A]	生活保護、市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者等	100%
			第1段階[B]	市民税非課税（世帯）	90%
			第2・3段階	市民税非課税（世帯）	60%
			第4・5段階	市民税非課税（本人）	35%
			第6・7段階	本人が市民税課税で所得200万円未満	10%
		助成額	改造に要した額と、助成上限額を比較して少ない方の額に助成率を乗じた額です。 ●助成上限額：30万円（介護保険の給付対象となる工事についてはこの助成においては10万円を限度とします。）		
		対象工事等	浴室、便所、玄関、廊下、階段、居室、洗面所等で、高齢者の日常生活の改善に直接かかわる改修（介護保険の給付対象となる工事は原則として対象外）です。		
		その他	事前申請が必要です。		
3	障がい者等住宅改修	概要	在宅の重度障がい児・者がいる世帯に対し、住宅を障がい児・者の居住に適するように改修する費用の全部または一部を助成する制度です。（※所得により制限があります。また全面的に改築・新築する場合は、適用なりません。）		
		対象	当該障がい児・者の属する世帯員の市民税所得割額の合計が46万円未満の世帯で、かつ、次に掲げる世帯です。 ①福岡市内に居住し、65歳未満で、視覚障がいまたは肢体不自由の身体障害者手帳の1級または2級の交付を受けた方のいる世帯 ②福岡市内に居住し、65歳未満で、下肢、体幹機能障がい又は脳原性運動機能障がい（移動機能障がいに限る）の身体障害者手帳3級の交付を受けた方（ただし、介護保険の住宅改修サービスを利用できる方を除く。）のいる世帯 ③福岡市内に居住し、65歳以上で、上記①②における障がい要件に該当し、介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けることができなかつた方のいる世帯		
		助成率	世帯区分		助成率
			生活保護世帯等及び世帯員全員の市民税所得割額の合計が 3万3千円未満の世帯		100%
			世帯員全員の市民税所得割額の合計が 3万3千円以上16万円未満の世帯		75%
			世帯員全員の市民税所得割額の合計が 16万円以上23万5千円未満の世帯		50%
			世帯員全員の市民税所得割額の合計が 23万5千円以上46万円未満の世帯		25%
		次ページに続きます			

## ■福岡市助成制度一覧 (2/6)

No	名称	制度概要・助成内容等		問合せ先
3	(続き) 障がい者 等住宅改 造	助成額	改造に要した額と、下記の助成基準額を比較して少ない方の額に世帯区分に応じた助成率を乗じた額です。ただし、助成基準額を上限とします。  ●助成基準額 障害者手帳1・2級で、介護保険対象の方 .....30万円 その他の方 .....50万円 障害者手帳3級 .....20万円	各区役所 福祉・介護保険課 東区 092-645-1067 博多区 092-419-1079 中央区 092-718-1100 南区 092-559-5121 城南区 092-833-4102 早良区 092-833-4353 西区 092-895-7064
		対象工事 等	浴室、便所、玄関、台所、廊下、階段、居室、洗面所等で、障がい児・者の日常生活の改善に直接かかわる改造（介護保険の対象者については、介護保険からの給付が優先されます。）	
		その他	事前申請が必要です。	住宅改造 相談センター 092-731-3511
4	緑化助成 事業	概要	緑のまちづくりを推進するため、民有地を緑化する方に対し、その費用の一部を助成する制度です。	(公財)福岡市緑の まちづくり協会 みどり課 092-260-8816 ホームページ <a href="https://www.midorimachi.jp/">https://www.midorimachi.jp/</a>
		対象	●福岡市内の民有地で地目は宅地であり、所有権、地上権等の権限を有する土地または管理者の同意を得た土地であること。（販売等を目的とした緑化事業は除く） ●道路（幅員4m以上の公衆用道路）から植物が見え、かつ該当道路境界から6m以内の場所に緑化面積5m <sup>2</sup> 以上新たに行う緑化であること。 ●本助成事業以外の助成を受けていないこと。 ●法令等により緑化を義務づけられている場合は、その基準を超える部分の緑化を助成の対象とする。 ●同一の敷地において、既に本助成事業を受けた者には、助成金を交付しない。 ●申請時に未着工で、令和6年3月22日までに緑化工事完了及び事業実績報告書の提出ができるもの。	
		助成基準 額	●緑化施工費用の2分の1相当額 ただし、0.4m未満の樹木及び地被植物：緑化面積1m <sup>2</sup> 当たり5千円、芝生：緑化面積1m <sup>2</sup> 当たり1千円。 上記以外の緑化：緑化面積1m <sup>2</sup> 当たり1万円を上限とする。 総額上限は20万円。	
		対象緑化 手法	●地上緑化：地上において行う緑化。 ●壁面緑化：壁面において行う緑化で、登はん型、下垂型、壁面基盤型の3種とする。	
		その他	●助成は予算の範囲内で先着順とします。 ●平成28年度より福岡市と緑のまちづくり協会の緑化助成制度を統合しました。	
		概要	水道局では、対象項目に掲げるような給水装置などの新設・改造工事に必要な資金の融資を行っています。	事前相談窓口 (公財)福岡市水道 サービス公社 給水審査課 092-791-3280
5	水道局給 水工事資 金融資制 度	対象	(1)給水装置の所有者又は給水施設の所有者で、かつ、当該給水装置又は給水施設を自ら家事の用に使用する者。（借家、アパート等は該当しません） (2)共有部分を管理している分譲マンションの管理組合。	
		融資額	(1)の対象者は、5万円以上50万円以下（1万円単位） (2)の対象者は、100万円以上1,000万円以下（10万円単位）	
		指定金融 機関	(1)の対象者は、西日本シティ銀行 (2)の対象者は、福岡銀行（法人登記をしている管理組合は西日本シティ銀行も利用可）	
		融資利率	毎月見直し	
		償還期限	(1)の対象者は、25万円以下の場合は3年、25万円を超える場合は5年 (2)の対象者は、500万円以下の場合は5年、500万円を超える場合は10年以内	
		融資の対 象工事	(1)の対象者は、 ①老朽化した給水装置又は給水施設を改造する工事 ②配水管が布設されていない市道等に給水装置を新設する工事 ③井水切替により給水装置を新設する工事 ④既設の建物で、貯水槽式から直結式へ切替える工事 (2)の対象者は、 ①既設の建物で、貯水槽式から直結式へ切替える工事	
		その他	(1)の対象者は、連帯保証人1人（市内居住者）が必要 (2)の対象者は、修繕積立金口座を融資銀行に指定 ※事前申請が必要	

## ■福岡市助成制度一覧 (3/6)

No	名称	制度概要・助成内容等		問合せ先
6	水洗化工事に関する貸付・助成制度	概要	<p>公共下水道の整備により水処理センターで汚水を処理する区域は、「処理区域」として告示され、その区域内の建物の所有者には、下水道法、市下水道条例により以下①～③のことが義務づけられます。</p> <p>①台所、風呂場、その他の汚水の排水先を6ヶ月以内に下水道本管（公共樹）に接続してください。（市下水道条例第4条）</p> <p>②し尿浄化槽は、排水先を6ヶ月以内に下水道本管（公共ます）に接続してください。（市下水道条例第4条）</p> <p>③くみ取り便所は、処理開始日から3年以内に水洗便所に改造してください。（下水道法第11条の3）</p> <p>処理区域になったら、1日も早く公共下水道を利用していただくために、水洗便所改造補助金、水洗便所改造資金貸付、私道排水設備助成、低地排水設備助成、水洗化あっせん委員制度の諸制度を設けています。</p> <p><b>【排水設備工事について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○排水設備の新設等をしようとするときは、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令、条例及び規則の規定に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければなりません。この申請の内容を変更しようとするときも同じです。（市下水道条例第6条）</li> <li>○排水設備の新設等の工事を行ったときは、その完了日から5日以内に市長に届け出、検査を受けてください。（市下水道条例第7条）</li> <li>○排水設備の新設等の工事は、市長が指定した指定工事店でなければ行うことができません。必ず指定工事店で施工してください。（市下水道条例第8条）</li> </ul>	福岡市 道路下水道局 下水道管理課 092-711-4534
	水洗便所改造補助金	内容	水洗化工事（くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、または、既設し尿浄化槽から下水道への切替工事）を行う工事費の一部を補助します。	
		対象経費	水洗化工事に要する費用 宅内の排水設備（排水管・排水樹）の工事費用	
		助成額	保護受給者（第1号）及び支援給付受給者：限度額 280,500円 保護受給者（第1号以外）及び支援給付受給者：限度額 140,200円 その他の世帯：限度額 187,000円	
		要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生活保護法第11条第1項にさだめる保護を受けている方</li> <li>②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第2項に定める支援給付を受けている方</li> <li>③市長が特に必要と認める場合</li> </ul> <p>上記の①②③のいずれか及び下記の条件を満たす方 ・家屋の所有者又は改造工事について、家屋の所有者の承諾を受けた借家人</p>	
		注意事項	予算の範囲内で先着順です。	
	水洗便所改造資金貸付	内容	水洗化工事（くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、または、既設し尿浄化槽から下水道への切替工事）を行う工事費の一部を貸付します。	
		対象経費	○くみ取り便所から水洗便所への改造費用 ○宅内の排水設備（排水管・排水樹）の工事費用	
		貸付額	改造しようとする便所1箇所につき43万円以内とします（無利息）。 償還方法：貸付金は40ヶ月（3年4ヶ月）均等償還。（貸付金の償還は、貸付けした月の翌月から銀行等の口座振替方式で償還していただきます。）	
		要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家屋の所有者又は改造工事について家屋の所有者の承諾を受けた借家人。</li> <li>②福岡県内に在住する連帯保証人（配偶者、法人を除く）を1名たてることができる人。ただし、貸付金が120万円以上及び借家人が改造工事をされる場合は2名。</li> <li>③当該年度の市県民税額が120万円未満の人。ただし、便所3箇所以上を改造工事する場合は、市県民税額が240万円未満の人。</li> <li>④市税を滞納していないこと。</li> <li>⑤貸付金の償還能力のある人。</li> </ul>	
		注意事項	予算の範囲内で先着順です。	
	私道排水設備助成	内容	水洗化工事（くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、または、既設し尿浄化槽から下水道への切替工事）を行う人が、私道に他の方と共同で排水設備を設置する場合に、私道部分について工事費の一部を助成します。（維持管理は使用される方々で行うこととなります。）	
		対象経費	私道に設置する排水設備（排水管・排水樹）の工事費用	
		助成額	私道部分の排水設備工事費総額の3分の2以内。（当該排水設備の利用戸数の全戸が水洗化工事を行う場合は、工事費総額の5分の4以内を助成します。）	
次ページに続きます				

## ■福岡市助成制度一覧 (4/6)

No	名称	制度概要・助成内容等			問合せ先
6	(続き) 水洗化工事に関する貸付・助成制度	私道排水設備助成	要件	①私道に2つ以上の宅地(家屋が建っていること)が接していること。 (公道に面している宅地は原則として含みません。) ②利用可能戸数の2分の1以上がくみ取り便所の水洗化工事、又は し尿浄化槽の切替工事を行うこと。 ③利害関係者全員の承諾が得られること。 ④下水道受益者負担金及び市税を滞納していないこと。	福岡市 道路下水道局 下水道管理課 092-711-4534
			注意事項	予算の範囲内で先着順です。	
		低地排水設備助成	内容	水洗化工事(くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、または、既設し尿浄化槽から下水道への切替工事)を行う人が、低地のためポンプ施設を設置する場合について、そのポンプ施設の工事費を助成します。	
			対象経費	・ポンプ施設の設置工事費 ・附帯する電気設備 ・ポンプ槽建築工事	
			助成額	上記内容の工事費で市が査定した額の全額	
			要件	①ポンプ施設の設置工事完了とともに、くみ取り便所の水洗化工事、又はし尿浄化槽の切替工事を行うこと。 ②助成を受けようとする方が、官公署、会社及びその他の法人でないこと。 ③受益者負担金及び市税を滞納していないこと。 ④ポンプ施設の設置に要する敷地の土地所有者、地上権者その他の利害関係者の承諾が得られること。	
			注意事項	予算の範囲内で先着順です。	
		水洗化あっせん委員制度	内容	排水設備の設置工事、水洗化工事(くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、または、既設し尿浄化槽から下水道への切替工事)を行おうとすることに起因する紛争の和解の仲介を行います。	
			注意事項	予算の範囲内で先着順です。	
7	雨水流出抑制施設助成制度	雨水貯留施設	概要	建物の屋根に降った雨水を一時的に貯めるタンク(雨水貯留タンク)を設置された方にタンク製品代の一部を助成します。	福岡市 道路下水道局 下水道管理課 092-711-4534
			対象経費	雨水貯留タンクの購入価格(タンク本体価格と接続するために必要なパイプなどの合計額で消費税を含む。ただし、設置費用や配達費は除く)	
			助成額	対象経費の半額で、上限は、合計貯留容量が100～500㍑未満の場合15,000円、500㍑以上の場合は30,000円。※助成は1家屋1度まで	
			対象者	対象者は福岡市内で、土地・建物を所有する方、または使用している方。タンクの条件は、 ①メーカー・販売店等で雨水貯留タンクとして販売されているもの。 ②貯留容量の合計が100㍑以上で、耐久性があるもの。 ③日光を通さないもの。 ④雨どいに直接接続されているもの。 ⑤蓋付きで雨水以外のものを流入させないもの。 ⑥その他、市長が認めるもの。	
			雨水浸透施設	概要 建物の雨どい等から集めた雨水を当該敷地内に浸透させる樹・管(雨水浸透樹・雨水浸透管)の設置費(全部または一部)を助成します。	
			対象経費	雨水浸透樹・雨水浸透管の設置工事費(材料価格と設置費用の合計額で消費税を含む)	
			助成額	○既存建築物の場合、雨水浸透樹は1基あたり20,000円、雨水浸透管は1mあたり7,000円。上限は1敷地総額100,000円。 ○新築・増築の場合、雨水浸透樹は1基あたり10,000円、雨水浸透管は1mあたり4,000円。上限は1敷地総額50,000円。 ※助成は1家屋1度まで。	
			対象者	対象者は市街化区域内で土地・建物を所有する方、または使用している方。新築・増築も可。	
			対象地域	福岡市の市街化区域(地形・地質等により雨水を浸透させることが不適当な区域、又は「福岡市開発行為の許可等に関する条例」第4条に基づき定められた区域を除く)。	
			注意事項	予算の範囲内で先着順です。また、事前申請が必要です。	

## ■福岡市助成制度一覧 (5/6)

No	名称	制度概要・助成内容等				問合せ先														
8	合併処理浄化槽設置助成制度	概要	公共下水道等の事業計画区域外において、合併処理浄化槽を設置する場合に、その費用の一部を助成する制度です。																	
		対象	○福岡市域（ただし公共下水道事業 ○居住を目的とした住宅であること。計画区域内及び農業・漁業集落排 ○合併処理浄化槽を新設する場合等。水処理区域内を除く）であること。																	
		助成額	設置費用の4割を助成します。（上限あり） <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">上限額</th><th>11～20人槽</th><th>939,000円</th></tr></thead><tbody><tr><td>5人槽</td><td>332,000円</td><td>21～30人槽</td><td>1,472,000円</td></tr><tr><td>6～7人槽</td><td>414,000円</td><td>31～50人槽</td><td>2,037,000円</td></tr><tr><td>8～10人槽</td><td>548,000円</td><td>51人槽～</td><td>2,326,000円</td></tr></tbody></table>				上限額		11～20人槽	939,000円	5人槽	332,000円	21～30人槽	1,472,000円	6～7人槽	414,000円	31～50人槽	2,037,000円	8～10人槽	548,000円
上限額		11～20人槽	939,000円																	
5人槽	332,000円	21～30人槽	1,472,000円																	
6～7人槽	414,000円	31～50人槽	2,037,000円																	
8～10人槽	548,000円	51人槽～	2,326,000円																	
注意事項	○浄化槽設置後の助成金交付申請は認められませんので、必ず工事着手前に申請してください。 ○助成制度の予算には限りがありますので、助成の条件を満たしていても助成金を交付できない場合があります。 ○交付の翌年度繰越は認められませんので、補助金交付申請及び浄化槽設置工事のスケジュールは、十分に余裕を持って実施してください。																			
9	住宅用エネルギーシステム導入支援事業	概要	住宅用エネルギー・システム（住宅用太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電システム、V2Hシステム、家庭用燃料電池）導入時の設置費用の一部を助成します。																	
		対象者 <sup>※1</sup>	(1) 戸建住宅 個人 (2) 集合住宅 個人、管理組合等 ※1 各種要件有。詳細についてはHP参照																	
		補助額 <sup>※2</sup>	(1) 組み合わせ補助（住宅用太陽光発電システムとHEMSの設置を必須条件とし、リチウムイオン蓄電システム、V2Hシステム又は家庭用燃料電池のいずれか1基以上と組み合わせて導入する場合） なお、住宅用太陽光発電システムは新設する場合のみ補助対象となります。 ・住宅用太陽光発電システム（戸建住宅） 2万円／kW（上限10万円） ・リチウムイオン蓄電システム 機器費の1／2（上限40万円） ・V2Hシステム 機器費の1／2（上限20万円） ・家庭用燃料電池 定額5万円 (2) 単体補助（システムを単体で導入する場合） ・住宅用太陽光発電システム（集合住宅） 2万円／kW（上限60万円） ・家庭用燃料電池 定額5万円 ※2 各種要件有。詳細についてはHP参照																	
10	住宅耐震改修工事費補助事業	概要	昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した以下の条件を満たす住宅で、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を対象とします。																	
		対象	●共同住宅 ○耐震改修促進法の認定等をうけたもの ○3階建て以上かつ延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上 ●木造戸建住宅 ○2階建て以下 ※いずれも事前相談が必要																	
		助成率（助成内容）	●共同住宅 1戸につき40万円を上限とし、耐震改修工事に要する額の23.0%に相当する額と延べ面積に50,200円を乗じて得た額の23.0%に相当する額のどちらか低い額とします。段階的改修も補助対象とします。 ●木造戸建住宅 1戸につき90万円を上限とし、耐震改修工事に要する額の46.0%に相当する額と延べ面積に34,100円を乗じて得た額の46.0%に相当する額のどちらか低い額とします。 耐震シェルター、防災ベッドの設置等については、25万円を上限とし、購入及び設置に要する額の40%に相当する額とします。																	
11	木造戸建住宅耐震建替費補助事業	概要	昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した以下の条件を満たす木造戸建住宅で、既存の住宅を解体し、現地での建替工事を対象とします。 ○2階建て以下 ○耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定されたもの（上部構造評点0.7未満） ※事前相談が必要																	
		助成額	1戸につき20万円（一定の要件を満たす場合、30万円を上限に加算あり）																	



## ■福岡市助成制度一覧 (6/6)

No	名称	制度概要・助成内容等		問合せ先	
12	ブロック塀等除却費補助事業	概要	道路に面して設けられている高さが概ね1m以上のブロック塀等で、調査の結果、危険な状態であるもの等を対象とします。なお、ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他組積造による塀（フェンスなどとの混用の場合も含む）です。（※事前相談が必要）	福岡市 住宅都市局 建築物安全推進課 092-711-4580	
		助成額	1件あたり15万円を上限とし、除却するブロック塀等の長さ（単位はメートルとし、1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に5,000円を乗じた額と除却に要する費用の1/2に相当する額のどちらか低い額とします。		
13	福岡市空き家活用補助金	概要	市街化調整区域における定住化の促進を図るため、空き家の改修や家財道具の処分の費用の一部を助成する制度です。		
		対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自己居住用の住宅として活用される方 空き家を取得または賃借し、自己居住用として改修される方で以下条件※を満たす方</li> <li>●賃貸用の住宅として活用される方 空き家を所有し、以下条件※を満たす入居者を対象とする賃貸住宅として改修される方 ※条件：福岡市外から転入される方、又は、世帯分離により市内移動される方</li> </ul>		
		対象物件	市街化調整区域内の1年間以上利用されていない空き家		
		補助額	改修工事、家財道具の処分等に係る費用の1/2（上限100万円） ※家財道具の処分費用は、改修工事費の1/5の額を上限		
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き家を10年以上活用すること等要件有り</li> <li>●事前相談が必要です</li> </ul>		
14	狭あい道路拡幅整備事業	概要	幅員4m未満の市道を対象とし、セットバックが必要な用地について、土地所有者と協議を行い、用地の寄付などにより狭あい道路の拡幅整備を推進しています。	<p><b>【個別整備型】</b></p> <p><b>【路線整備型】</b></p> <p>【個別整備型】 建築基準法に基づく後退用地を対象に個別に拡幅。      [寄付の場合]測量・分筆・整備工事の代行。支障物件移設費用の一部補助。      [自主管理の場合]整備工事の一部補助。後退用地に係る非課税措置。      【路線整備型】事業効果が見込める一定区間にについて土地所有者の協力により寄付を受けるものについて拡幅整備。市が整備・維持管理を行い、工作物の移設費用等を補助。</p> <p><b>【個別整備型】</b>      福岡市 住宅都市局 建築指導課 092-711-4586</p> <p><b>【路線整備型】</b>      各区役所 地域整備課      東区 092-645-1053      博多区 092-419-1057      中央区 092-718-1075      南区 092-559-5083      城南区 092-833-4072      早良区 092-833-4333      西区土木第1課 092-895-7044      西区土木第2課 092-806-0411</p>	

## ■久留米市助成制度一覧(1/5)

※令和5年6月時点

No	名称	制度概要・助成内容等			問合せ先
1	介護保険住宅改修	<p><b>概要</b> 介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方が、自身の住む住宅を改修した際に、申請により介護保険から給付される制度です。</p> <p><b>対象</b> 介護保険の要介護認定・要支援認定を受けている在宅の方（事前申請が必要）</p> <p><b>支給基準限度額</b> 限度額：20万円（「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合の特例有り。） 支給率：9割～7割</p> <p><b>対象工事等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手すりの取り付け</li> <li>○段差の解消</li> <li>○滑りの防止、移動の円滑化などの為に床または通路面の材料変更</li> <li>○引き戸などへの扉の取り替え</li> <li>○洋式便器などへの便器の取替え</li> <li>○上記の改修に伴って必要となる工事</li> </ul>		久留米市 健康福祉部 介護保険課 0942-30-9036	
2	障がい者住宅改修	<p><b>概要</b> 一定以上の障害がある方が、自身の住む住宅を改修する際に、申請により給付される制度です。</p> <p><b>対象</b> 下肢、体幹または移動機能障害で1～3級の手帳を持っている在宅の方。難病患者等で下肢または体幹機能障害を持っている在宅の方。ただし、特殊便器への取替については、上肢障害2級以上の者。（原則、学齢児以上） ※事前申請が必要 ※介護保険対象者は介護保険制度での助成</p> <p><b>助成額</b> 助成限度額：20万円 ○課税世帯：1割負担（自己負担の月額上限 18,600円） ○非課税世帯：自己負担なし</p> <p><b>対象工事等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手すりの取り付け</li> <li>○段差の解消</li> <li>○滑りの防止、移動の円滑化などの為に床または通路面の材料変更</li> <li>○引き戸などへの扉の取り替え</li> <li>○洋式便器などへの便器の取替え</li> <li>○上記の改修に伴って必要となる工事</li> </ul>		久留米市 健康福祉部 障害者福祉課 0942-30-9035	
3	福岡すみよか事業	<p><b>概要</b> 介護保険で要介護・要支援と認定された高齢者や重度障害者等の居住する住宅に身体状況に配慮した仕様に改造する際に申請により給付される制度です。</p> <p><b>対象</b> 次の(1)～(4)の要件を全て満たすこと (1)以下の①～③のいずれかに該当する方            ①要介護・要支援と認定された方            ②視覚障害または肢体不自由で1・2級の手帳を持っている方            ③療育手帳のA・A1・A2・A3を持っている方          (2)市民税が非課税である者のみで構成される世帯          (3)過去に助成実績がないこと          (4)工事着工前に交付決定を受けていること ※事前申請が必要</p> <p><b>助成限度額</b> 30万円</p> <p><b>対象工事等</b> (1)上記「対象」の(1)のみに該当する方で、介護保険住宅改修の給付対象となる工事。（介護保険の支給限度額を超える場合。）または、介護保険住宅改修の給付対象工事とならないものであって、介護の専門的知識を有する者等および市が必要と認める工事。 (2)上記「対象」の(1)の②又は③に該当される方で、日常生活用具給付制度における障害者住宅改修の給付対象となる工事。（日常生活用具給付費の基準額を超える場合。）または、障害者住宅改修の給付対象工事とならないものであって、機能訓練等の専門的知識を有する者等および市が必要と認める工事。</p>	久留米市 健康福祉部 介護保険課 0942-30-9036  久留米市 健康福祉部 障害者福祉課 0942-30-9035		
4	危険ブロック塀等撤去費補助金	<p><b>概要</b> 道路に面した倒壊の危険性の高いブロック塀等の撤去費用の一部に補助を行なう制度です。</p> <p><b>対象者</b> 危険ブロック塀等の所有者又は当該所有者の相続関係者</p> <p><b>対象物</b> 次の要件を全て満たすブロック塀等 (1)道路に面し、高さが1m以上のもの (2)市が確認し、地震で倒壊の恐れがあると判定したもの</p> <p><b>補助額</b> 撤去費用の額と撤去するブロック塀等の面積(m<sup>2</sup>) × 12,000円のいずれか低い方の3分の2に相当する額(16万円が上限)</p>		久留米市 都市建設部 建築指導課 0942-30-9320	

## ■久留米市助成制度一覧 (2/5)

No	名称	制度概要・助成内容等			問合せ先
5	木造住宅 耐震改修 等事業費 補助金	概要	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された地階を除く階数が 2 以下の木造住宅で、耐震改修工事や建替え等に伴う除却工事に要する費用の一部に補助を行う制度です。	久留米市 都市建設部 住宅政策課 0942-30-9139	
		対象者	次の要件を全て満たす者 (1) 補助対象住宅の所有者 (2) 契約及び工事着手を行っていない者 (3) 耐震診断前に、耐震改修等に付随する工事の契約及び工事着手を行っていない者		
		対象工事	(1) 耐震改修工事とそれに伴う省エネ改修工事 ●耐震改修工事：木造住宅の上部構造評点が建物全体を 1.0 以上になるように耐震補強、又は、一階部分を 1.0 以上になるように耐震補強する工事 ●省エネ改修工事：開口部や躯体等の断熱化工事及び設備の効率化により省エネ性能の向上を図る工事 ※一部の耐震改修工事では省エネ改修工事が必須です。 (2) 建替え等に伴う除却工事 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を新築、賃借等により確保し、その木造住宅を除却する工事		
		補助額	(1) 耐震改修工事とそれに伴う省エネ改修工事 ●耐震改修工事は次の①～③のいずれか低い額 ① 50 万円 ② 耐震改修工事に要する費用の 50% ③ 延べ面積 (m <sup>2</sup> ) × 34,100 (円) ●省エネ改修工事は次の①、②の低い額 ① 15 万円 ② 省エネ改修工事に要する費用の 25% (2) 建替え等に伴う除却工事 (1 戸あたり 30 万円が上限) 除却工事に要する費用と延べ床面積 (m <sup>2</sup> ) × 34,100 円のいずれか低い方の 23.0% に相当する額		
6	老朽危険 空家等除 却促進事 業	概要	適切に管理されずに老朽化した危険な空家等が、周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、その空家を除却し、住環境の改善を図るために、老朽危険空家等を除却する費用の一部を助成する制度です。	久留米市 都市建設部 住宅政策課 0942-30-9139	
		対象者	次の要件のいずれかに該当する者 (1) 老朽危険空家等の所有者又は相続人 (2) (1) から同意を得た者		
		対象物	次の要件を全て満たす老朽危険空家等 (1) 市内にある木造の建物 (2) 同一敷地内において使用実態がないもの (3) 危険度判定の結果、基準を満たすもの (4) 市内業者に工事発注予定で、契約及び着工前のもの		
		補助額	除却費用の 2 分の 1、上限は 65 万円		
7	住 宅 リ フォーム 助成事業	概要	「住宅の質の向上」を図ることを主な目的として、既存住宅における住宅リフォーム工事について、経費の一部を補助します。	久留米市 都市建設部 住宅政策課 0942-30-9139	
		対象	次のいずれにも該当する方 (1) 市内に住民登録している方 (2) 市税に滞納がない方 (3) 補助対象住宅に居住している方（借家の場合は、家主の承諾が必要） (4) この補助金の交付を受けたことがない住宅（同一の住宅について 1 回限り）		
		助成額	対象工事に係る経費（消費税除く）が 10 万円以上で、補助対象経費の 50% に相当する額（上限額は 10 万円）		
		対象工事	(1) 市内事業者が施工する工事 (2) 工事内容 ○省エネ改修工事：開口部の断熱改修、天井（屋根含む）・床・壁の断熱改修、高断熱浴槽の設置 等 ○バリアフリー改修工事：手すり設置、床の段差解消、床材の変更等 ※ただし、工事をする前の申請が必要で、かつ、令和 6 年 2 月 29 日までに工事が完了し、実績報告及び補助金請求ができる工事であること。		

## ■久留米市助成制度一覧(3/5)

No	名称	制度概要・助成内容等			問合せ先
8	住宅リフォーム助成事業(防災力向上支援)	概要	「住宅の防災力向上」を図ることを目的として、既存住宅への止水板、止水壁等の設置工事について、経費の一部を補助します。		
		対象	次のいずれにも該当する方 (1) 市内に住民登録している方 (2) 市税に滞納がない方 (3) 平成30年度以降に浸水による被害があった補助対象住宅に居住している方		
		助成額	対象工事に係る経費（消費税を除く）が10万円以上で、補助対象経費の50%に相当する額（上限額30万円）		
		対象工事	(1) 市内事業者が施工する工事 (2) 工事内容 止水板、止水壁等の設置工事 ※ただし、工事をする前の申請が必要で、かつ、令和6年2月29日までに工事が完了し、実績報告及び補助金請求ができる工事であること。		
9	空き家活用リフォーム助成事業	概要	空き家の活用促進を目的として、空き家のリフォーム工事に係る経費の一部を補助します。		
		対象	次の全てに該当する方 (1) 自らが居住する目的で所有する補助対象空き家のリフォーム工事を行う方 ※3親等以内の親族が所有または居住する場合も対象 ※売買契約成立後、前所有者がリフォーム工事を行う場合も対象 ※新たに居住、または居住してから3ヶ月以内 (2) 申請日現在、久留米市税を滞納していない方		
		助成額	対象工事に係る経費（消費税除く）が10万円以上で、補助対象経費の50%に相当する額（上限額は30万円）		
		対象空き家	次の全てに該当する空き家 (1) 久留米市内にある戸建ての空き家 (2) 1年以上居住していない空き家		
10	がけ地近接等危険住宅移転事業	対象者	対象となる既存住宅は次の①～④の区域内の既存不適格住宅、または①～④の区域内で、避難指示等を受けた住宅（指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る） ①急傾斜地崩壊危険区域 ②土砂災害特別警戒区域 ③がけ近接地（福岡県建築基準法条例第5条により建築が制限される範囲） ④過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域		
		補助額	以下の2つの補助があります。 (1) 危険住宅の解体、跡地整備や動産移転に要する費用で上限額は97万5千円 (2) 危険住宅に代わる住宅の新築や購入、それに伴う土地の購入のために銀行等から借入をした場合の利息相当額で上限額は421万円（内訳：建物分325万円、土地分96万円まで） ※(2)の補助を活用する場合は、危険住宅の除却が必須です。		

## ■久留米市助成制度一覧 (4/5)

No	名称	制度概要・助成内容等				問合せ先						
11	緑化を助成する制度	概要	緑の育成・保全のため、昔から残っている大木などの樹木の保全に対して、奨励金を交付します。 制度変更の可能性がありますので、右記にお問い合わせください。									
		対象者	樹木や樹林を保全している個人、事業者、自治会などの緑化推進団体									
		対象物	(1) 保存樹木；地上 1.5m 部分での幹の周囲が 15m 以上、又は高さ 15m 以上の木 (2) 保存樹林；集団を形成する土地の面積が 500 m <sup>2</sup> 以上の樹林									
		奨励金	(1) 保存樹木（年額）；1～3 本までは 3,000 円／本。4 本以上は保存樹林と同額。 (2) 保存樹林（年額）； <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">一区画地内の 主要樹木の本数</td> <td style="width: 25%;">1 本～10 本</td> <td style="width: 25%;">11 本～20 本</td> <td style="width: 25%;">21 本以上</td> </tr> <tr> <td>交付額</td> <td>10,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> </table> ※主要樹木とは、保存樹木の基準を満たす樹木のことです。				一区画地内の 主要樹木の本数	1 本～10 本	11 本～20 本	21 本以上	交付額	10,000 円
一区画地内の 主要樹木の本数	1 本～10 本	11 本～20 本	21 本以上									
交付額	10,000 円	20,000 円	30,000 円									
その他	※詳細は公園緑化推進課までお問い合わせください。											
12	雨水流出抑制施設（雨水貯留タンク）設置補助	概要	浸水被害の軽減・市民の意識向上を目的に、雨水貯留タンクを設置された方にタンク設置代の一部を助成します。									
		対象施設	<input type="checkbox"/> 直接雨樋から接続し、耐久性のあるもの <input type="checkbox"/> 蓋付きで、雨水以外のものを流入させないもの <input type="checkbox"/> 容量が 100 ℥ 以上のもの									
		対象者	久留米市に雨水貯留タンクを設置する建物の所有者又は賃借人 ※賃借人の場合は、補助対象施設の設置について、当該建物等及びその土地の所有者の承諾が必要です。									
		助成額	雨水貯留タンクの購入価格（設置費や付属品込み）の 1/2、ただし、容量が 100 ℥ 以上 400 ℥ 未満のものは上限 3 万円、400 ℥ 以上のものは上限 15 万円。（助成は 1 建物 1 度まで）									
		その他	※詳細は、河川課までお問い合わせください。また各種様式は久留米市のホームページ内「雨水流出抑制施設（雨水貯留タンク）の設置費用に対する補助金のご案内」からダウンロード可能です。									
13	水洗便所改造融資あっせん制度	概要	処理区域になったら一日も早く水洗化をしていただくために、水洗便所改造資金融資あっせん制度を設けています。									
		対象者	①家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者であること ②市内に住所を有し、市内に住んでいる者で、独立の生計を営むもの ③工事の費用を一時に負担することが困難なもの ④貸付金の償還能力のあるもの ⑤市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと ⑥市内に住所を有する身元確実な連帯保証人があること									
		融資あっせん額	<input type="checkbox"/> 下水道改良工事 1 工事につき 13～52 万円 ※大便器又は兼用便器が 1 工事増すごとに認定限度額を加算した額以内									
		償回事等	60 回（完済後、52 万円分の利子額を限度として、利子の補給をいたします） <input type="checkbox"/> 宅内の排水管やマスを布設する工事、家庭の水洗トイレ・台所の流し・風呂などの排水施設からの公共下水道へ接続するなどの排水工事。 <input type="checkbox"/> 排水設備の新設等をしようとするときは、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令等に適合するものであることについて、企業管理者の確認を受けなければなりません。この申請の内容を変更しようとすると同じです。 <input type="checkbox"/> 排水設備の新設等の工事を行ったときは、その完了日から 3 日以内に企業管理者に届け出て、検査を受けてください。 <input type="checkbox"/> 排水設備工事をする時は、必ず市が指定した「指定下水道工事店」へ工事を依頼してください。									
		次ページに続きます										
14	浄化槽設置費用及び維持管理費用の補助	概要	対象となる区域内において浄化槽の設置時（上乗せ補助時）と、設置後の維持管理（浄化槽の法定検査、保守点検や清掃など）に対する費用の一部を補助します。									
		設置費用に対する補助	補助対象となる区域	市内全域。ただし、以下の区域は対象外となります。 • 公共下水道の事業計画（下水道の認可）区域 • 農業集落排水事業区域 • 城島地区（浄化槽市町村整備推進事業区域のため）								
		次ページに続きます		<input type="checkbox"/> 専用住宅などに設置される浄化槽（ただし、既設の合併浄化槽の更新や新築・増改築については、汚水処理未普及解消につながらない合併浄化槽は除きます）。 ※「専用住宅など」には、住居の部分が延べ床面積の半分以上を占める店舗等の併用住宅が含まれます。								

## ■久留米市助成制度一覧(5/5)

No	名称	制度概要・助成内容等							問合せ先									
14	(続き) 浄化槽設置費用及び維持管理費用の補助	設置費用に対する補助	補助対象となる浄化槽	○浄化槽の大きさが10人槽以下のもの（専用住宅では、原則として建物の総床面積が130m <sup>2</sup> 以下は5人槽、130m <sup>2</sup> を超えるものは7人槽となります。なお、店舗等併用の住宅、二世帯住宅などは人槽の算定方法が異なります）。 ○放流水のBODが20mg/L以下の機能を有するもの。 など														
				補助額														
		上乗せ補助	上乗せ補助対象となる区域	人槽区分	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	9人～10人槽									
				補助限度額	332,000円	373,000円	414,000円	458,000円	548,000円									
		上乗せ補助	補助対象となる工事	上記の設置費用に対する補助区域と同様														
				既設の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を撤去して合併処理浄化槽の設置工事を行う場合の撤去工事及び配管設置工事。 (建築基準法に基づく確認申請が不要な工事であること。なお、新築工事には適用できません。)														
				上乗せ額		単独処理浄化槽から 転換する場合	汲み取り便槽から 転換する場合											
		維持管理費用に対する補助	補助対象となる浄化槽	撤去工事上乗せ額	90,000円		90,000円											
				配管設置工事上乗せ額	300,000円		300,000円											
				補助額	人槽区分にかかわらず、年間10,000円													
15	ZEH化推進事業補助金	概要	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の導入費用の一部を助成します。							久留米市 環境部 環境政策課 0942-30-9146								
		対象	○国のZEHに対する補助金を受け、新たにネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)を導入する人。 ○「くるめエコ・パートナー」会員である人。 ○市税の滞納がない人。															
			補助額															
16	生ごみ処理容器購入費補助金	概要	生ごみ処理容器の購入費用の一部を補助します。							久留米市 環境部 資源循環推進課 0942-30-9143								
		対象	久留米市内にお住まいでの生ごみ処理容器を購入予定の方															
			補助額															
17	家庭用電動式自家処理機購入費補助金	概要	家庭用電動式生ごみ処理機・家庭用電動式剪定枝葉粉碎機の購入費用の一部を補助します。							久留米市 環境部 資源循環推進課 0942-30-9143								
		対象	久留米市内にお住まいでの家庭用電動式生ごみ処理機・家庭用電動式剪定枝葉粉碎機を購入予定の方															
			補助額															
18	くるめ暮らし・移住ファミリー支援事業補助金	概要	久留米市外から移住し、市内に住宅を取得した人に【基本額】5万円と【加算額】最大25万円（合計で最大30万円）の移住支援補助金を交付します。							久留米市 総合政策部 移住定住促進センター 0120-888-748								
		くるめ暮らし・移住ファミリー支援事業補助金	【加算額内訳】 ○中学生以下の子どもと同居（妊娠中を含む）[20万円] ○三大都市圏及び福岡都市圏からの転入[5万円] ○三世代市内近居・同居（妊娠中の子どもを含む）[5万円] ○久留米市内に就業している方の転入[5万円] ※ただし、上記の申請について大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町から転入された方は基本額のみとなります。 対象要件や申請期間など、詳しい内容については、久留米市移住定住支援サイト「くるめ暮らし」をご確認ください。															



## ■生活福祉資金貸付制度

No	名称	制度概要・助成内容等		問合せ先
1	福祉資金 福祉費	対象 貸付条件	低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、住宅の増築・改築・改造・拡張・補修等保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費  貸付限度額：250万円以内 貸付利子：連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人がいない場合は、 据置期間（貸付の日から6ヶ月以内）経過後 年1.5% 償還期間：7年以内	各市町村の 社会福祉協議会  又は、  福岡県 社会福祉協議会 TEL 092-584-3377
2	不動産担保型生活資金	概要 ※いわゆる リバース モーダー <sup>ジ</sup> といわ れるもの です。	土地の評価額1,000万円以上の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことによりその世帯の自立を支援することを目的とする。  対象 以下の方をすべて満たしている方 1 福岡県内に居住の65歳以上の方 2 他に同居人がないこと。ただし（おおむね65歳以上の）配偶者又は親（配偶者の親を含む）と同居している場合は良い 3 世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること 4 当該不動産（土地・建物）が本人の単独所有の単独名義もしくは同居の配偶者との共同名義であること 5 不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと 貸付条件 貸付限度額：月額30万円以内（土地の評価額の7割を貸付限度額とする） 貸付利子：3%以内、又は長期プライムレートのいずれか低い利率 償還期間：契約の終了後3ヶ月の据置期間終了時まで	

## ■国土交通省助成制度（1/2）

No	名称	制度概要・助成内容等			問合せ先
1	すまい給付金	概要 ※いわゆる リバース モーダー <sup>ジ</sup> といわ れるもの です。	消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するため、住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて消費税率引上げによる負担の軽減をはかるものです。 なお、中古住宅については、宅地建物取引業者による買取再販など、消費税の課税対象となる住宅取得が対象となります（消費税が非課税とされている個人間売買の中古住宅は対象外となりますのでご注意ください。）。	新築住宅 ①自らが居住する ②床面積が50m <sup>2</sup> 以上 ③工事中の検査により品質が確認された住宅 <sup>*注1</sup>	すまい給付金事務局 TEL 0570-064-186  又は (一財)福岡県建築住宅センター 審査管理部 保険管理課 TEL 092-713-1496  ホームページ <a href="http://sumai-kyufu.jp/">http://sumai-kyufu.jp/</a>

## ■国土交通省助成制度（2/2）

No	名称	制度概要・助成内容等				問合せ先
2	こどもエコすまい支援事業	概要	エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図ることを目的とする補助金事業です。			
		対象及び補助額	対象住宅・対象工事		補助額	
			対象住宅	ZEH住宅 <sup>*注3</sup>	100万円/戸	(IP電話等から) 045-330-1340
		子育て世帯 <sup>*注1</sup> ・若者夫婦世帯 <sup>*注2</sup> による住宅の新築	その他	以下の要件をすべて満たすこと ○住戸の延べ面積が50m <sup>2</sup> 以上であること ○土砂災害特別警戒区域外に立地すること ○都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表がされていないこと		ホームページ <a href="https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/">https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/</a>
		住宅のリフォーム	必須工事	以下のいずれか1つ以上の省エネ改修工事 ○開口部断熱改修 ○外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ○エコ住宅設備の設置	工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸	
			任意工事	以下の工事等を必須工事と併せて行うことで補助額を加算 ○子育て対応改修 ○防災性向上改修 ○バリアフリー改修 ○空気清浄機能・換気機能付エアコン設置 ○リフォーム瑕疵保険等へ加入	※子育て世帯・若者夫婦世帯は上限45万円/戸（既存住宅購入を伴う場合は上限60万円/戸） ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸	
				注1 申請時点において、2004年4月2日以降に出生した子を有する世帯 注2 申請時点において夫婦であり、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下（令和5年3月末までに工事着手を行うものについては、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下）の世帯 注3 強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅（令和4年10月1日以降に認定申請をした認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅も該当）		
	その他	○申請手続き、補助金の受取と消費者への還元は住宅事業者（工事・購入を締結する事業者で、予め本事業に参加の為、登録をした事業者）が代わりに行います。（※一般消費者の方が申請することはできません。） ○申請にあたり、上記の他にも要件がありますので、詳しい内容については、住宅事業者又は右記までお問合せください。				

# 税金

## (1) 土地・家屋にかかる税金

マイホームの取得、建設にあたって、契約や登記など様々な税金がかかります。なお、税金の軽減措置などの詳細については、各担当窓口にお問い合わせください。

### ■土地・家屋にかかる税金の一覧

税の種類		概要																									
購入された場合	国税	印紙税	マイホームを新築したり購入したりするときに作成する建築請負契約書や不動産売買契約書などには、収入印紙を貼って消印する方法により印紙税を納付しなければなりません。																								
	<b>■建築請負契約書・不動産売買契約書1通当たりの印紙税額（抜粋）</b>			平成26年4月1日から令和6年3月31日までに作成されるものに適用																							
	<table border="1"><thead><tr><th>契約金額</th><th>印紙税額</th></tr></thead><tbody><tr><td>500万円超～1,000万円以下</td><td>5千円</td></tr><tr><td>1,000万円超～5,000万円以下</td><td>1万円</td></tr><tr><td>5,000万円超～1億円以下</td><td>3万円</td></tr><tr><td>1億円超～5億円以下</td><td>6万円</td></tr></tbody></table>			契約金額	印紙税額	500万円超～1,000万円以下	5千円	1,000万円超～5,000万円以下	1万円	5,000万円超～1億円以下	3万円	1億円超～5億円以下	6万円														
契約金額	印紙税額																										
500万円超～1,000万円以下	5千円																										
1,000万円超～5,000万円以下	1万円																										
5,000万円超～1億円以下	3万円																										
1億円超～5億円以下	6万円																										
都道府県税	登録免許税	土地や建物の所有権の移転等の登記をするときには、登録免許税がかかり、登記申請の際に納付します。税額は、取得した不動産の価額（固定資産税評価額）に次の税率を掛けて計算します。なお、一定の住宅用家屋の場合は、軽減税率が適用される特例があります <sup>*1</sup> 。																									
	<b>■税率</b>			<table border="1"><thead><tr><th>登記の種類・原因</th><th>土地</th><th>建物</th><th>住宅用家屋の特例</th></tr></thead><tbody><tr><td>所有権の 移転登記</td><td>売買 1.5%<sup>*2</sup></td><td>2.0%</td><td>0.3%<sup>*3</sup></td></tr><tr><td></td><td>贈与 0.4%</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>相続 0.4%</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>所有権の保存登記</td><td>0.4%</td><td>0.15%<sup>*3</sup></td><td>0.1%<sup>*3</sup></td></tr><tr><td>抵当権の設定登記</td><td>0.4%</td><td>—</td><td>—</td></tr></tbody></table>	登記の種類・原因	土地	建物	住宅用家屋の特例	所有権の 移転登記	売買 1.5% <sup>*2</sup>	2.0%	0.3% <sup>*3</sup>		贈与 0.4%	—	—		相続 0.4%	—	—	所有権の保存登記	0.4%	0.15% <sup>*3</sup>	0.1% <sup>*3</sup>	抵当権の設定登記	0.4%	—
登記の種類・原因	土地	建物	住宅用家屋の特例																								
所有権の 移転登記	売買 1.5% <sup>*2</sup>	2.0%	0.3% <sup>*3</sup>																								
	贈与 0.4%	—	—																								
	相続 0.4%	—	—																								
所有権の保存登記	0.4%	0.15% <sup>*3</sup>	0.1% <sup>*3</sup>																								
抵当権の設定登記	0.4%	—	—																								
消費税	非課税：土地売買、登記料、融資利息 課税：建物売買、工事請負代金、仲介料、司法書士への報酬、各種手数料																										
資料と相談・問合せ先		<p>○不動産（土地、家屋）を取得した場合に課税される税です。 ○市町村の固定資産課税台帳に登録された価格に対しての税率は下表のとおりです。</p> <table border="1"><thead><tr><th>取得の時期</th><th>税率</th><th>土地</th><th>住宅</th><th>住宅以外</th></tr></thead><tbody><tr><td>H20.4.1～R6.3.31の取得</td><td>3%</td><td>3%</td><td>4%</td><td></td></tr></tbody></table> <p>○宅地及び宅地に準じて評価された土地を令和6年3月31日までに取得した場合は、価格が1／2に軽減されます。（「宅地評価土地の特例」といいます。） ○特定の要件<sup>*4</sup>を満たす住宅や住宅用土地については軽減措置があります。</p> <p><sup>*4</sup>：特定の要件や減額される額の計算の詳細については、福岡県のホームページ（<a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fudousan.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fudousan.html</a>）をご参照ください。</p>			取得の時期	税率	土地	住宅	住宅以外	H20.4.1～R6.3.31の取得	3%	3%	4%														
取得の時期	税率	土地	住宅	住宅以外																							
H20.4.1～R6.3.31の取得	3%	3%	4%																								

税の種類		概要
所有された場合	市町村税	固定資産税
		固定資産税は、土地、家屋、償却資産を所有している方に、その固定資産の評価額に応じて負担していただく税です。 ○固定資産税を納める方：毎年1月1日現在、固定資産を所有している方。 ○税額の算出方法：固定資産税額 = 課税標準額 × 税率 (1.4%) ○住宅用地に対する軽減措置や新築住宅に対する減額措置があります。
	都市計画税	都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために目的税として課税される税です。 ○都市計画税を納める方：毎年1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有している方。 ○税額の算出方法：都市計画税額 = 課税標準額 × 税率 (0.3%) ○住宅用地に対する軽減措置があります。

※土地や家屋を売ったときの譲渡所得に対する税金については、お近くの税務署にお問い合わせください。

## (2) 所得税（国税）の控除

所得税（国税）の控除は、以下の4種類があります。

- ①は、住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得、増改築等をして、居住の用に供し、一定の要件を満たす場合は、所得税の税額控除を受けることができます。
  - ②～④は、住宅ローン等を利用しない場合であっても、一定の要件を満たす場合は、所得税の税額控除を受けることができます。
- 詳しい内容は国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/code/index.htm#code01-03>)をご参照ください。

### ①住宅借入金等特別控除

控除期間	
住宅借入金等特別控除を受ける場合	10年又は13年*
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合	13年*
震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受ける場合	10年又は13年*

\*住宅の新築、建築後使用されたことのない住宅の取得又は買取再販住宅の取得であるなど一定の要件を満たす場合は、控除期間が13年となります。

### ②住宅特定改修特別税額控除

マイホームについて、バリアフリー改修工事や一般省エネ改修工事、多世帯同居改修工事、耐久性向上改修工事（住宅耐震改修や一般の省エネ改修工事と併せて行うものに限ります。）をして、居住の用に供し、一定の要件を満たす場合。

※住宅ローン等を利用してこれらの工事を行った場合で①住宅借入金等特別控除を受けるときは、住宅特定改修特別税額控除は受けられません。

### ③住宅耐震改修特別控除

マイホームについて、住宅耐震改修をして、一定の要件を満たす場合。

### ④認定住宅等新築等特別税額控除

認定住宅又はZEH水準省エネ住宅（以下「認定住宅等」といいます。）の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅等を取得して、居住の用に供し、一定の要件を満たす場合。

※認定住宅等に当たるマイホームを住宅ローン等を利用して新築等した場合で①住宅借入金等特別控除を受けるときは、認定住宅等新築等特別税額控除は受けられません。

### 〈控除を受けるための手続〉

上記①～④の控除を受けるためには確定申告をする必要があります。ただし、①住宅借入金等特別控除を受ける給与所得者は、控除を受ける最初の年分の確定申告をすると、翌年分以降は年末調整で控除を受けられる仕組みになっています。

### (3) 固定資産税・都市計画税の減額措置

#### ① 新築住宅の減額措置

令和6年3月31日までに新築された住宅が、次の表の各要件にあてはまるときは、新築後一定期間、家屋に係る固定資産税額が2分の1に減額されます。なお、都市計画税には、この減額措置はありません。(令和5年4月1日現在)

要件	内容
居住割合の要件	居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること。
床面積の要件	居住部分の床面積が50m <sup>2</sup> （一戸建以外の賃家住宅にあっては40m <sup>2</sup> ）以上280m <sup>2</sup> 以下であること。
※分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については〔専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積〕で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。	
○居住部分には住宅用の附属家（車庫・物置等）を含みます。	
○減額される範囲	新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額の対象となりません。なお、居住部分の床面積が120m <sup>2</sup> を超えるものは120m <sup>2</sup> 分に相当する部分が減額の対象になります。
○減額される期間	(ア)一般の住宅（イ以外の住宅）……………新築後3年度分 (イ)3階建以上の耐火構造住宅・準耐火構造住宅……………新築後5年度分

※都市再生特別措置法の規定による適正な立地を促すための勧告を受けた家屋については、減額対象から除外される場合があります。

#### ② 新築された認定長期優良住宅の減額措置

令和6年3月31日までに新築された認定長期優良住宅は、新築後一定期間、家屋に係る固定資産税額が2分の1に減額されます。なお、都市計画税には、この減額措置はありません。

※この減額措置の適用要件および減額される範囲については、上記新築住宅の減額措置と同等です。

○減額される期間	(ア)一般の住宅（イ以外の住宅）……………新築後5年度分 (イ)3階建以上の耐火構造住宅・準耐火構造住宅……………新築後7年度分
----------	---

※減額の適用を受ける際は申告が必要です。必要書類を添付して申告書を所管の固定資産税担当部署へ提出してください。詳しくは所管の固定資産税担当部署までお問い合わせください。

#### ③ 省エネ改修住宅の減額措置

省エネ改修された住宅で、次の要件にあてはまる場合は、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税が3分の2に減額されます。なお、都市計画税にはこの減額措置はありません。

要件	改修住宅	平成26年4月1日以前からある住宅で、令和6年3月31日までに改修した住宅。（賃貸住宅を除く。）
	改修内容	省エネ基準に新たに適合することとなる次の工事で、その費用が国または地方公共団体からの補助金等をあてた部分を除いて60万円を超えるもの。 ○窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など） ○床、天井、壁（外気等と接するものの工事に限る）の断熱工事。（窓の改修工事を含む） ※窓の改修工事をしない断熱工事は、適用外。
	床面積の要件	改修後の住宅の床面積が50m <sup>2</sup> 以上、280m <sup>2</sup> 以下であること。
	減額の範囲	減額の対象となるのは住居部分に限られ、住居部分の床面積が120m <sup>2</sup> を超える場合は、120m <sup>2</sup> を超える部分については減額の対象なりません。

※減額の適用を受ける際は、改修工事が完了後3ヶ月以内に省エネ基準に適合することの証明書等を添付のうえ、所管の固定資産税担当部署へ申告書を提出していただく必要があります。

※この減額は1度しか適用されません。

#### ④ その他の減額措置

下記減額の適用を受ける際は、改修工事が完了後3ヶ月以内に申告が必要です。詳しくは所管の固定資産税担当部署までお問い合わせください。

- バリアフリー改修住宅の減額措置（令和6年3月31日まで）
- 耐震改修住宅の減額措置（令和6年3月31日まで）
- 大規模修繕工事を行ったマンションに対する減額措置（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に工事が行われたもの）

## ⑤ 住宅用地に対する課税標準の特例措置

住宅用地（現実に住宅の敷地に利用されている土地）については、固定資産税・都市計画税が軽減されますので、住宅用地の申告をしてください。

### <住宅用地の範囲>

軽減の対象となる「住宅用地」の面積は家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。（専用住宅の場合でも延床面積の10倍までが限度です。）

	家屋の内容	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

※「専用住宅」とは、全て住宅として利用されている家屋をいい、「併用住宅」とは、その一部が住宅として利用されている家屋をいいます。たとえば、1階が店舗で2階が住宅となっている家屋などです。

※「居住部分の割合」は、家屋の延床面積に対する居住部分の床面積の割合をいいます。

### <住宅用地の区分および軽減割合>

住宅用地は、小規模住宅用地とその他の住宅用地に区分され、その区分に応じて税負担が異なります。

区分	税目	特例率
小規模住宅用地 住宅1戸につき200 m <sup>2</sup> までの部分をいいます。	固定資産税 都市計画税	6分の1(6分の5減額) 3分の1(3分の2減額)
その他の住宅用地 住宅1戸につき200 m <sup>2</sup> を超える部分をいいます。	固定資産税 都市計画税	3分の1(3分の2減額) 3分の2(3分の1減額)

(例) 300 m<sup>2</sup>の住宅用地（一戸建専用住宅の敷地）であれば、200 m<sup>2</sup>が小規模住宅用地で、残り100 m<sup>2</sup>がその他の住宅用地となります。

相談・問合せ先につきましては、p133、134をご覧ください。

## 相談・問合せ先

### ■建築・一般相談について

団体・組織名称		住所	電話番号	相談時間・受付等
(一財)福岡県建築住宅センター 住宅相談コーナー		福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 3階	092-725-0876	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
		北九州市小倉北区古船場町 1-35 北九州市立商工貿易会館 1階	093-533-5443	月～金曜日 8:45～12:00、13:00～17:30
福岡市 住宅都市局 住宅相談コーナー		福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 3階	092-711-4808	月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00 【設計相談】〈要予約・無料〉 第3火曜日 13:00～16:00
久留米市	都市建設部 住宅政策課 (住まいの相談窓口)	久留米市城南町 15-3 久留米市役所 13階	0942-30-9139	月～金曜日 9:00～17:00
	協働推進部 広聴・相談課 (建築相談)	久留米市城南町 15-3 久留米市役所 6階	0942-30-9017	〈要予約・無料〉 第1木曜日 13:00～16:00

### ■宅地建物取引業者・建設業者・宅地建物取引について

団体・組織名称		住所	電話番号	相談時間・受付等
福岡県 建築都市部 建築指導課 宅建業係		福岡市博多区東公園 7-7 福岡県庁	092-643-3718	月～金曜日 8:30～17:45
福岡県 建築都市部 建築指導課 建設業係		福岡市博多区東公園 7-7 福岡県庁	092-643-3719	月～金曜日 8:30～17:45
(公社)福岡県宅地建物取引業協会 不動産無料相談所		福岡市東区馬出 1-13-10 福岡県不動産会館 2階	092-631-2103	月～金曜日 10:00～12:00、13:00～15:00
(公社)全日本不動産協会 福岡県本部	[福岡]	福岡市博多区中呉服町 1-25-1	092-409-1161	〈要予約・無料〉 第2・第4水曜日 13:30～16:30 福岡(事務局)、北九州(連絡事務所)の2ヶ所にて並行実施
	[北九州]	北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIMビル 8F	093-551-6605	
(一財)福岡県建築住宅センター 北九州事務所(宅建相談)		北九州市小倉北区古船場町 1-35 北九州市立商工貿易会館 1階	093-533-5443	〈要予約・無料〉火曜日 13:30～17:00
福岡市 住宅都市局 住宅相談コーナー(不動産相談)		福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 3階	092-711-4808	〈要予約・無料〉第1、3水曜日 祝日の場合は翌週 13:00～16:00
久留米市 協働推進部 広聴・相談課(不動産相談)		久留米市城南町 15-3 久留米市役所 6階	0942-30-9017	第2、4月曜日 13:00～16:00

### ■住宅資金について

団体・組織名称		住所	電話番号	相談時間・受付等
独立行政法人 住宅金融支援 機構	九州支店	福岡市博多区博多駅前 3-25-21 博多駅前ビジネスセンター 6階	092-233-1203	月～金曜日 9:00～17:00
	お客様コールセンター		0120-0860-35	毎日 9:00～17:00
福岡市 住宅都市局 住宅相談コーナー(資金計画相談)		福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 3階	092-711-4808	〈要予約・無料〉第1火曜日 祝日の場合は翌週 13:00～15:00
福岡県 建築都市部 住宅計画課 民間住宅係		福岡市博多区東公園 7-7 福岡県庁	092-643-3731	ふくおか県産材家づくり推進助成制度

※相談時間・受付等は、祝日、年末年始を除く

## ■モデル住宅等について

実際に、見て、触れて、体感できるバリアフリー、防犯、耐震改修等に関するモデル住宅です。具体的なイメージの体験や住まいづくり相談を通して、これからのお住まいを考える場としてご利用ください。

団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
福岡県生涯あんしん住宅	春日市原町 3-1-7 クローバープラザ敷地内	092-582-8061	火～日曜日、祝日の月曜（年末・年始、お盆、第3日曜、月曜が祝日の場合は翌日を除く） 9:00～17:00

## ■障がい者・高齢者住宅改造相談

高齢の方や障がいのある方が安全で自立した生活を行うための住宅の改造について、ご相談をお受けしています。

団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
福岡市住宅改造相談センター	福岡市中央区荒戸 3-3-39 市民福祉プラザ3階	092-731-3511	月～金曜日（第3火曜日【祝日の場合は翌日】を除く） 10:00～17:00

## ■リフォーム相談

団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター	東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル3階	[ナビダイヤル] 0570-016-100 [PHS や一部の IP 電話からは] 03-3556-5147	月～金曜日 10:00～17:00

## ■住宅リフォーム事業者の情報提供 ((一社) 福岡県住宅リフォーム協会)

「(一社) 福岡県住宅リフォーム協会」は、住宅リフォームの施工グループから構成されています。リフォームの内容に応じた工事を安心して依頼できる最寄りの住宅リフォーム事業者の情報を提供します。

団体・組織名称	施工グループ	事務局住所	電話番号
(一社) 福岡県住宅リフォーム協会	○福岡中小建設業協同組合 ○(一社) 日本住宅リフォーム産業協会 九州支部 ○TOTO株式会社 九州支社（リモデル 営業推進部） ○西部ガス株式会社 ○日本木造住宅耐震補強事業者協同組 合 福岡県支部 ○(一社) 福岡県木造住宅協会	福岡市東区社領 1-2-9 (福岡中小建設業 協同組合内)	[フリーダイヤル] 0120-782-783  IP 電話など フリーダイヤル がつながらない 場合は 092-621-7038

## ■住まいと暮らしの相談

住宅の住み替え、住宅のリフォームやバリアフリー改修、高齢者向けの住まい・施設、介護保険・高齢者の生活支援、子育て支援などのご相談をお受けしております。

団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
福岡県、久留米市、福岡県住 宅供給公社 くらしおん 住まいと暮らしの 相談室	久留米市小頭町 3-16 クラシオン小頭公園前1F (デイサービスあいあい内)	0942-38-8500	月～土曜日 8:30～17:30

※相談時間・受付等は、祝日、年末年始を除く

## ■法律相談について（弁護士相談）

団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
(一財)福岡県建築住宅センター	福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡3階	092-725-0876	〈要予約・無料〉 木曜日 13:00～16:00
	北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立工商貿易会館1階	093-533-5443	〈要予約・無料〉 第2、4木曜日 13:30～16:00
福岡県 県民相談室	福岡市博多区東公園 7-7 福岡県庁1階	092-643-3333	〈要予約・無料〉 第1、3金曜日 13:30～16:30
福岡市 住宅都市局 住宅相談コーナー	福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所3階	092-711-4808	〈要予約・無料〉 金曜日 13:00～16:00
久留米市 協働推進部 広聴・相談課	久留米市城南町 15-3 久留米市役所 6 階	0942-30-9017	〈要予約・無料〉開催日、開催場所はお問い合わせください（土日祝日及び年末年始を除く）
福岡県弁護士会 法律相談センター	<b>法律相談センターナビダイヤル：0570-783-552</b> ご希望の地区の弁護士センターにおつなぎするサービスです。ガイダンスに従いご希望の地区をお選びください。相談は <b>有料</b> です。		

## ■消費者センター相談窓口

窓口名	電話番号	窓口名	電話番号
福岡県消費生活センター	092-632-0999	大野城市消費生活センター	092-580-1968
北九州市立消費生活センター	093-861-0999	宗像市消費生活センター	0940-33-5454
福岡市消費生活センター	092-781-0999	太宰府市消費生活センター	092-921-2121
大牟田市消費生活センター	0944-41-2623	糸島市消費生活センター	092-332-2098
久留米市消費生活センター	0942-30-7700	古賀市消費生活センター	092-410-4084
直鞍広域消費生活センター	0949-25-2162	福津市消費生活相談窓口	0940-43-8106
飯塚市消費生活センター	0948-22-0857	遠賀町消費生活相談窓口	093-293-7783
田川市消費生活相談窓口	0947-85-7127	筑前町消費生活センター	0946-42-6619
朝倉市消費生活センター	0946-52-1128	苅田町消費生活相談窓口	093-434-3352
柳川・みやま消費生活センター	0944-76-1004	かすや中南部広域消費生活センター	092-936-1594
八女市消費生活センター	0943-23-1183	新宮町消費生活相談室	092-410-2182
大川市消費生活相談窓口	0944-86-5105	田川郡消費者センター	0947-22-9040
筑後市消費生活センター	0942-65-3737	水巻町消費生活センター	093-201-4321
行橋市広域消費生活センター	0930-23-0999	那珂川市消費生活相談窓口	092-953-0733
豊前市消費生活相談窓口	0979-82-1111	岡垣町消費生活相談窓口	093-282-1211
中間市消費生活センター	093-246-5110	久山町消費生活相談室	092-976-1111
小郡市消費生活相談室	0942-27-5188	芦屋町消費生活相談窓口	093-223-3543
筑紫野市消費生活センター	092-923-1741	東峰村消費生活相談窓口	0946-23-8284
春日市消費生活センター	092-584-1155	吉富・上毛消費生活相談窓口	0979-33-7051（吉富町） 0979-33-7052（上毛町）

## ■民事扶助法律相談（弁護士又は司法書士相談）

団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
日本司法支援センター 法テラス福岡	福岡市中央区 渡辺通 5-14-12 南天神ビル 4 階	050-3383-5501 [ナビダイヤル] 0570-078359 (IP電話やブリペイド 携帯、海外からは通話 ができません。)	〈要予約・無料〉月～金曜日 10:00～12:00、13:30～15:30 ただし、無料相談の対象は収入が一定基準以下の方ですので、予約の際に確認が必要です。
日本司法支援センター 法テラス北九州	北九州市小倉北区 魚町 1-4-21 魚町センタービル 5 階	050-3383-5506 [ナビダイヤル] 0570-078360 (IP電話やブリペイド 携帯、海外からは通話 ができません。)	〈要予約・無料〉 月、水、金曜日 13:00～16:00 火、木曜日 9:30～12:00 ただし、無料相談の対象は収入が一定基準以下の方ですので、予約の際に確認が必要です。

※相談時間・受付等は、祝日、年末年始を除く

## ■注文主と施工業者間、売主と買主間の紛争解決を図る機関

団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
福岡県弁護士会 住宅紛争審査会	福岡市中央区 渡辺通 5-14-12 南天神ビル2階	092-737-8138	月～金曜日、9:00～17:00 建設住宅性能評価書が交付されている住宅（評価住宅）に係わる紛争処理（あっせん、調停、仲裁）を行います。（申請料1万円） 紛争条例；新築住宅の雨漏り、建物の不具合、代品の支払い等 ※住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅（保険付き住宅）も申請の対象となります。

## ■建築物等によるテレビ受信障害の相談

団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
九州受信環境クリーン協議会 福岡県連絡会 (NHK 福岡放送局 内)	福岡市中央区六 本松 1-1-10	092-724-2833	建物によるテレビ受信障害の相談
(一社) 日本CATV技術協 会 九州支部	福岡市南区那の 川 1-24-1 九電工福岡支店 ビル内	092-521-3815	○テレビ受信障害事前・事後調査（有料） ○テレビ受信障害対策共聴用ケーブル等の撤去 工事（有料）
700MHz テレビ受信障害対策コールセンター (一社) 700MHz 利用促進協会		0120-700-012	9:00～22:00 携帯電話の700MHz 帯利用に伴うテレビ受信障 害の相談・対策作業（無料）

## ■空き家にしないための相談

団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
福岡県空き家活用サポートセンター	福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 3階	092-726-6210	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

## ■シックハウスのこと

簡易計測器 の貸出	本体使用料 2,000円 検知タブ 300円／個；計測室数に応じて購入が必要です。 ※あくまでも簡易計測ですので、結果が気になる場合は、精密分析機関をご紹介いたします。			
	団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
	(一財) 福岡県建築住宅 センター 企画情報部	福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 3階	092-781-5169	〈要予約〉月～金曜日 9:00～17:00

## ■国税のこと

①タックスアンサー	税に関するインターネット上の税務相談室。 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm</a>
②国税庁ホームページ	<a href="https://www.nta.go.jp">https://www.nta.go.jp</a>

### ③福岡県内の税務署

税務署名	電話番号	税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
門司税務署	093-321-5831	福岡税務署	092-771-1151	田川税務署	0947-44-0430
若松税務署	093-761-2536	西福岡税務署	092-843-6211	甘木税務署	0946-22-2720
小倉税務署	093-583-1331	大牟田税務署	0944-52-3245	八女税務署	0943-23-5191
八幡税務署	093-671-6531	久留米税務署	0942-32-4461	大川税務署	0944-87-2125
博多税務署	092-641-8131	直方税務署	0949-22-0880	行橋税務署	0930-23-0580
香椎税務署	092-661-1031	飯塚税務署	0948-22-6710	筑紫税務署	092-923-1400

※自動音声でご案内しますので、案内に従って、番号を選択してください。  
※県税、市町村税に関しては、p 134をご参照ください。

※相談時間・受付等は、祝日、年末年始を除く

## ■福岡県の県税事務所（代表番号）一覧

団体・組織名称	住所	電話番号
博多県税事務所	福岡市博多区千代 1-20-31 (福岡県千代合同庁舎内)	092-260-6001
東福岡県税事務所	福岡市東区箱崎 1-18-1 (福岡県粕屋総合庁舎内)	092-641-0201
西福岡県税事務所	福岡市中央区赤坂 1-8-8 (福岡県福岡西総合庁舎内)	092-735-6141
筑紫県税事務所	大野城市白木原 3-5-25	092-513-5573
北九州東県税事務所	北九州市小倉北区城内 7-8 (福岡県小倉総合庁舎内)	093-592-3511
北九州西県税事務所	北九州市八幡東区平野 2-13-2	093-662-9310
田川県税事務所	田川市大字伊田 3292-2 (福岡県田川総合庁舎内)	0947-42-9302
飯塚・直方県税事務所	飯塚市新立岩 8-1 (福岡県飯塚総合庁舎内)	0948-21-4902
久留米県税事務所	久留米市合川町 1642-1 (福岡県久留米総合庁舎内)	0942-30-1012
大牟田県税事務所	大牟田市小浜町 24-1 (福岡県大牟田総合庁舎内)	0944-41-5122
筑後県税事務所	筑後市大字和泉 423	0942-52-5131
行橋県税事務所	行橋市中央 1-2-1 (福岡県行橋総合庁舎内)	0930-23-2216
福岡県総務部税務課	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3062

## ■福岡市税・北九州市税・久留米市税に関する問合せ先一覧

福岡市			北九州市			久留米市
各区役所 課税課	土地について	家屋について	財政局 市税事務所		土地・家屋 について	土地・家屋 ともに
東区役所	092-645-1031	092-645-1033	門司区	財政局 東部市税事務所 固定資産税課 (小倉北区役所内)	093-582-3370	久留米市役所 市民文化部 資産税課
博多区役所	092-419-1032	092-419-1034	小倉北区			
中央区役所	092-718-1045	092-718-1047	小倉南区			
南区役所	092-559-5051	092-559-5053	若松区	財政局 西部市税事務所 固定資産税課 (八幡西区役所内)	093-642-1459	0942-30-9010
城南区役所	092-833-4036	092-833-4038	八幡東区			
早良区役所	092-833-4326	092-833-4328	八幡西区			
西区役所	092-895-7019	092-895-7021	戸畠区			

## ■福岡県内市町村連絡先（代表番号）一覧

市区町村名	電話番号	市区町村名	電話番号	市区町村名	電話番号
北九州市	093-582-4894	古賀市	092-942-1111	小竹町	09496-2-1212
福岡市	092-711-4111	福津市	0940-42-1111	鞍手町	0949-42-2111
大牟田市	0944-41-2222	うきは市	0943-75-3111	桂川町	0948-65-1100
久留米市	0942-30-9000	宮若市	0949-32-0510	筑前町	0946-42-3111
直方市	0949-25-2000	嘉麻市	0948-42-7062 *	東峰村	0946-72-2311
飯塚市	0948-22-5500	朝倉市	0946-22-1111	大刀洗町	0942-77-0101
田川市	0947-44-2000	みやま市	0944-63-6111	大木町	0944-32-1013
柳川市	0944-73-8111	糸島市	092-323-1111	広川町	0943-32-1111
八女市	0943-23-1111	那珂川市	092-953-2211	香春町	0947-32-2511
筑後市	0942-53-4111	宇美町	092-932-1111	添田町	0947-82-1231
大川市	0944-87-2101	篠栗町	092-947-1111	糸田町	0947-26-1231
行橋市	0930-25-1111	志免町	092-935-1001	川崎町	0947-72-3000
豊前市	0979-82-1111	須恵町	092-932-1151	大任町	0947-63-3000
中間市	093-244-1111	新宮町	092-962-0231	赤村	0947-62-3000
小郡市	0942-72-2111	久山町	092-976-1111	福智町	0947-22-0555
筑紫野市	092-923-1111	柏原町	092-938-2311	苅田町	093-434-1111
春日市	092-584-1111	芦屋町	093-223-0881	みやこ町	0930-32-2511
大野城市	092-501-2211	水巻町	093-201-4321	吉富町	0979-24-1122
宗像市	0940-36-1121	岡垣町	093-282-1211	上毛町	0979-72-3111
太宰府市	092-921-2121	遠賀町	093-293-1234	築上町	0930-56-0300

\* 嘉麻市は住宅課の電話番号

## ■アスベストに関する相談・問合せ先

相談内容	組織・団体名	電話番号
総合相談窓口	県民相談室	092-643-3333
	各保健福祉環境事務所	別表参照
	北九州県民情報コーナー	093-581-4934
健康相談のこと	福岡県 保健医療介護部 保健医療介護総務課	092-643-3238
	福岡県 保健医療介護部 がん感染疾病対策課	092-643-3567
	各保健福祉環境事務所	別表参照
労働問題のこと	福岡県 福祉労働部 労働局 労働政策課	092-643-3587
	各労働者支援事務所	別表参照
建築物の建材のこと	福岡県 建築都市部 建築指導課	092-643-3720
	各県土整備事務所	別表参照
	(一財)福岡県建築住宅センター	092-781-5169
建築物解体作業のこと	福岡県 環境部 環境保全課	092-643-3360
	福岡県 建築都市部 建築指導課	092-643-3720
	各保健福祉環境事務所	別表参照
	各県土整備事務所	別表参照
アスベスト含有建材等の処理のこと	福岡県 環境部 監視指導課	092-643-3395
	各保健福祉環境事務所	別表参照
中小企業の融資のこと	福岡県 環境部 循環型社会推進課	092-643-3372
	福岡県 商工部 中小企業振興課	092-643-3424
	各中小企業振興事務所	別表参照
学校関係のこと	福岡県 教育庁 教育企画部 施設課	092-643-3901
	市町村教育委員会	省略
	各学校	省略

### 保健福祉環境事務所

筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5610
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-2045
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4911
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-4185
南筑後保健福祉環境事務所	0944-72-2111
京築保健福祉環境事務所	0930-23-2244

※北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市の方は、各市役所にお尋ねください。

### 県土整備事務所

福岡県土整備事務所建築指導課	092-641-0169
久留米県土整備事務所建築指導課	0942-44-5225
南筑後県土整備事務所	0944-72-2564
柳川支所建築指導課	
直方県土整備事務所建築指導課	0949-22-5639
朝倉県土整備事務所建築指導課	0946-22-1859
八女県土整備事務所建築指導課	0943-22-6993
北九州県土整備事務所建築指導課	093-691-4585
田川県土整備事務所建築指導課	0947-42-9117
飯塚県土整備事務所建築指導課	0948-21-4945
那珂県土整備事務所建築指導課	092-513-5572
京築県土整備事務所建築指導課	0979-82-3364

※北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市の方は、各市役所にお尋ねください。

### 労働者支援事務所

福岡労働者支援事務所	092-735-6149
北九州労働者支援事務所	093-967-3945
筑後労働者支援事務所	0942-30-1034
筑豊労働者支援事務所	0948-22-1149

### 中小企業振興事務所

福岡中小企業振興事務所	092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	0948-22-3561

### 労働基準監督署

福岡中央労働基準監督署	092-761-5600	北九州東労働基準監督署	093-561-0881
福岡東労働基準監督署	092-661-3770	北九州東労働基準監督署門司支署	093-381-5361
大牟田労働基準監督署	0944-53-3987	田川労働基準監督署	0947-42-0380
久留米労働基準監督署	0942-33-7251	直方労働基準監督署	0949-22-0544
飯塚労働基準監督署	0948-22-3200	行橋労働基準監督署	0930-23-0454
北九州西労働基準監督署	093-622-6550	八女労働基準監督署	0943-23-2121

**監修** ; 福岡県 建築都市部 住宅計画課  
〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3732  
北九州市 建築都市局 住宅部 住宅計画課  
〒 803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1 TEL 093-582-2592  
福岡市 住宅都市局 住宅部 住宅計画課  
〒 810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 TEL 092-711-4598  
久留米市 都市建設部 住宅政策課  
〒 830-8520 久留米市城南町 15-3 TEL 0942-30-9139

**発行** ; 福岡県 建築都市部 住宅計画課  
北九州市 建築都市局 住宅部 住宅計画課  
福岡市 住宅都市局 住宅部 住宅計画課  
久留米市 都市建設部 住宅政策課  
一般財団法人 福岡県建築住宅センター 企画情報部 企画住情報課  
〒 810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡東オフィスビル 3 階  
TEL 092-781-5169

**編集協力** ; 有限会社ケイプラン

**発行年** ; 2023 年 8 月

